

**令和3年度 妊産婦と乳幼児への生活歯援保健指導研修会 開催要項****1 開催趣旨**

埼玉県では平成23年10月18日に「埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例」が公布施行されました。この条例においては、基本理念のひとつとして「乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に口腔の健康を確保することを推進すること」が掲げられ、推進すべき施策の基本事項として「幼児、児童及び生徒のう蝕予防のためのフッ化物応用を含めた科学的根拠に基づく総合的な歯科口腔保健の推進並びにこれらの者のう蝕罹患状況の地域間格差及び個人間格差の是正を図るために必要な施策」が定められています。

これらの基本的事項を受け、平成31年3月に策定された埼玉県歯科口腔保健推進計画(第3次)において、歯科疾患の予防施策が掲げられています。

子どもの歯は胎児のときから育まれます。生まれたばかりの乳児の口の中にはむし歯菌は存在しないことから、保育者が力を合わせて歯を守る行動が大切です。むし歯予防には、乳幼児からの規則正しい生活と歯みがきの習慣身に付けることが必要です。また、妊産婦は女性ホルモンの増加や生活習慣の変化等により、むし歯や歯周病などの歯科疾患が悪化しやすい傾向にあります。このため、市町村における妊産婦や乳幼児を対象とした生活保健指導への支援、乳幼児健康診査での啓発活動の促進等、妊娠期から子育て期における母子の歯科口腔保健を推進します。そして、歯の形成が始まる周産期において、その環境がもたらす口腔や歯牙の発育状態は、出生後の歯や口の健康に大きな影響を与えることは言うまでもありません。また、近年、妊婦の歯周病が低体重児出産等、妊娠出産の経過に関わることが明らかとなりつつあります。

そこで埼玉県歯科医師会では、妊産婦と未来の社会を担う子どもたちが健やかな毎日を過ごし、心豊かで活力ある社会をつくることができるよう、そして将来80歳で自分の歯を20本以上残し、生涯を自分の歯で快適に過ごせる「県民健口長寿社会の実現」を目指し、地域において妊娠出産と、子どもの育成に携わっている職種の方々が、口腔保健指導をしていただける一助として、本研修会を開催することとなりました。

**2 主 催**

埼玉県・埼玉県歯科医師会

**3 日時・会場**

日 時 令和3年11月18日(木) 10時00分～12時00分

場 所 TKP 大宮駅西口カンファレンスセンター

さいたま市大宮区桜木町1-8-1 ベルヴェオフィス大宮

**4 研修会の内容**

- (1) 講話1 「妊産婦のための生活歯援プログラム」
- (2) 講話2 「マイナス1歳からの健口づくり」

## 5 対象者

- (1) 医師、看護師、助産師
- (2) 保健所・市町村母子保健担当者
- (3) 幼稚園職員
- (4) 保育園（所）職員
- (5) 歯科医師
- (6) 歯科衛生士
- (7) その他母子保健にかかわる職種

## 6 受講料

無料

## 7 募集人員

70名

## 8 その他

開催中止の場合等は、埼玉県歯科医師会ホームページでお知らせします。

## 9 会場案内図

TKP 大宮西口カンファレンスセンター5F ホール5A  
さいたま市大宮区桜木町 1-8-1 ベルヴェオフィス大宮



別紙

【参加申込先 FAX番号048(829)2376 11月10日必着】

埼玉県歯科医師会事業課 地域保健担当 行

送信日 令和 年 月 日

## 令和3年度妊産婦と乳幼児への生活歯援保健指導研修会

### 参加申込書

所属施設名 \_\_\_\_\_

参加者名・職種

参加者名	職種

※所属・勤務している施設等で、歯・口の健康づくりを進める上でお困りごと等ございましたら、お書きください。

連絡先：事務局より連絡させていただく場合があるかもしれませんので、連絡先（連絡担当者、電話、FAX番号）を記載してください

連絡担当者氏名：

電話：

FAX：